

テーマ「法燈継承」の意義

—令和 元年 5月21日—

—面授と不立文字—

テキスト『歴史から何を学ぶか』P82~179 『足元から平和を』P360

『信仰による平和の道』P184

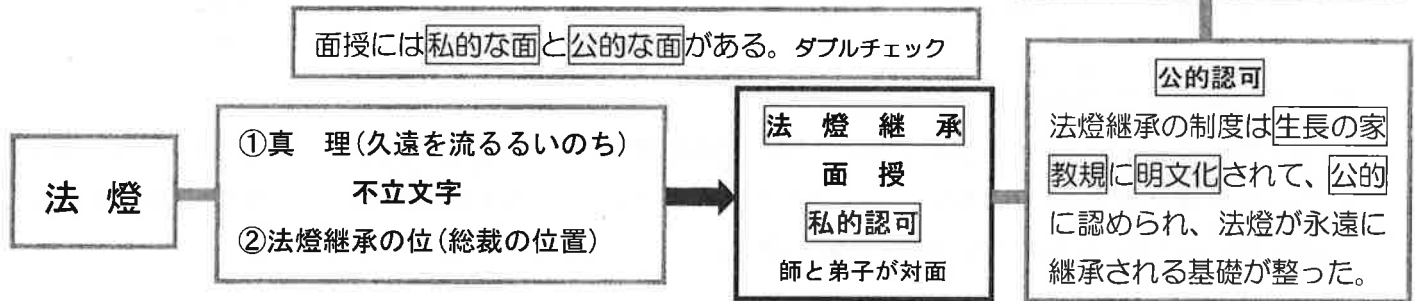
1. 「法燈」の定義

生長の家においては「法燈」は次の二つの意味に用いられる。

- ① 真理「久遠を流るるいのち」不立文字そのものを意味する。
- ② 法燈は 法燈継承の位（総裁の位置）をも意味する。

新総裁襲任を内外に宣明
生長の家総裁法燈継承祭
谷口雅宣先生総裁襲任
平成 21年 3月 1日

★. 法燈継承の流れ【法燈が永遠に継承される制度が整った】



2. 法燈継承の不可欠性 『歴史から何を学ぶか』 P150-153

- 真理(法燈)は無形にして無限なるものであり、真理を伝える人自身の悟りが正しく深く、かつ表現力が優れていなければ、最高の指導者にはなれないし、他の布教者が宣布する教義の正否を判断し得る力もなければならない。
- また時の流れを正しく見極めて、教義の何処をどのように変革すべきか、また、変革すべからざるところは何処かを明確に判断しうる中心指導者が不可欠である。
- みずから宗教改革しながら進んで行く宗教であってこそ永遠に生きることが出来るのです。

3. 面授による法燈継承 『歴史から何を学ぶか』P122

- 「生命の實相やその他の谷口雅春尊師の書物を読み、深くその真理の奥義に魂をゆさぶられ「われこそは尊師の御教えを正しく継承するものである」と考える人もいるが弟子が勝手に思うだけでは成り立たない。
- 道元禅師は『正法眼蔵を読む』の「面授」の巻で、「師と弟子とが対面して」師がそのことを認可しなければならぬ。弟子が勝手に自分で決める問題ではないし、世間様がきめるものでもないと教えている。
- 生長の家の法燈継承というものは、単に「師と弟子」の二者間でいわば個人的に内密で行われるのではなく、公表する形でも行われるし、そのことを「教規」に書いてきちんと制度化している。

4 不立文字による法燈継承

- 面授によって継承すべきものは、教えの神髄である不立文字(言葉では説き尽くせない大真理)の部分であり、谷口雅春尊師のお説きになった一言一句をその通り繰り返せよ」と云うことではない。
- 真理には一貫して変わらない中心部分と、時代に応じて説かれる周縁部分があり、時代の要請に応じて運動の方向性や展開の仕方には、多様性を計りつつ変化させて行くのであります。
例 新しい文明の構築 自然と共に伸びる運動 倫理的生活 平和のライフスタイル他

5 お釈迦様から迦葉尊者への法燈継承『信仰による平和の道』P184

お釈迦様が百万人の聴衆を前に、金波羅華の花を粘られて、一言も言わず、揚眉瞬目した時、只一人破顔微笑したのが迦葉尊者でした。その時お釈迦様は、「吾れに正法眼蔵、涅槃妙心、實相無相、微妙の法門あり、不立文字、教外別伝、魔訶迦葉に付属す」「この真理は言葉では尽くせないがお前に譲ったぞ」と言われました。

6. 法燈継承はいつ行われるか？『足元から平和を』P360

○谷口清超先生に谷口雅宣先生が「私への法燈継承はあったのでしょうか？」とお聞きすると、谷口清超先生は不思議そうな顔をされて、「それはあなたが副総裁になられた時に…」とおっしゃった。⇒副総裁就任の時が解答。(副総裁になった時公的に任じられる)

7. 谷口清超先生が法燈継承された時

○谷口清超先生は法燈継承された時、「私は谷口雅春先生が書かれたこと、おっしゃった事をそのまま繰り返すのではない。」と話された。それが生長の家の考え方であり、原理主義に陥らないようにするために必要な事である。

8. 生長の家の法燈継承を確立した「生長の家の教規」

○昭和26年に制定され生長の家の総裁の法燈継承を明文化した。

○昭和32年教規及び教主について総裁・副総裁の位置を明文化した。

その後改正が何回かなされた。

○教規の10条平成8年9月3日改正

副総裁は総裁の逝去によって総裁の位置を襲ぐ。新総裁襲任する時は総裁はその期間中にその継承者を創始者の家系に属する者又は生長の家の信仰厚き者のうちから選ばれたる者が次期総裁の位置につき、総裁の任期は終身」とすると記されている。

○平成9年11月20日の改正で教規第10条の2項として、総裁が欠けたときにおいて次期の総裁となる副総裁が存しないとき、次期総裁は拡大参議会の選任議決により推載する。この場合の拡大参議会に限りその召集及び議長職務は参議長が行う。ことが追加された。

○一系の法燈継承を理想としつつ、現実の後承の危機に対応しうる道も講じることによって真理の法燈が永遠に継承される基礎が整った。

谷口清超先生総裁襲任・・・・・・・・・・昭和60年11月22日

谷口雅宣先生副総裁襲任・法燈継承・・・・・・・・平成2年11月21日

谷口雅宣先生総裁襲任・・・・・・・・・・平成21年3月1日

9 信徒の心得

★会員は人類光明化運動指針第九条を常に心に銘記して行動すべきである

生長の家大神—総裁・副総裁—御教え。この三つを結び貫く神意の展開が、光明化運動の不動の中心である事を、生長の家人たるものは一瞬たりとも忘れてはならない。